

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	地方税の収納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、地方税の収納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県みどり市長

公表日

令和5年8月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の収納管理に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に基づき、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の消込等の収納管理、過誤納の処理、督促状の発行、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①収納情報の管理、過誤納・未納状況のチェック ②収滞納状況の照会等 ③督促状発送事務 ④滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ⑤納付書等返戻時の調査 ⑥納税者の宛名情報の管理・照会 ⑦口座情報の管理・照会
③システムの名称	収納管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

収納管理情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の16の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の第27項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民部 納税課
②所属長の役職名	納税課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	みどり市 市民部 納税課(みどり市笠懸町鹿2952番地 0277-76-2111)
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	みどり市 市民部 納税課(みどり市笠懸町鹿2952番地 0277-76-2111)
-----	---

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	5.評価実施期間における担当 部署②所属長	納税課長 星野 直樹	納税課長	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月15日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月15日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策	－	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和3年8月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年7月1日 時点		
令和3年8月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年7月1日 時点		
令和3年8月6日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施しない		
令和4年8月12日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点		
令和4年8月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点		
令和4年10月25日	Ⅰ 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	公金受取口座情報の情報照 会開始により変更
令和4年10月25日	Ⅰ 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	－	番号法第19条第8号 別表第二の第27項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定 める命令 第20条	事前	公金受取口座情報の情報照 会開始により変更
令和4年10月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和4年10月1日 時点		
令和4年10月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和4年10月1日 時点		
令和4年10月25日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	公金受取口座情報の情報照 会開始により変更
令和4年10月25日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[]	[十分である]	事前	公金受取口座情報の情報照 会開始により変更
令和5年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	令和5年7月1日 時点		
令和5年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	令和5年7月1日 時点		